

令和8年度分(7年中所得) 町民税・県民税申告書の手引き

■申告書の提出

提出期限：令和8年3月16日(月)

提出書類：申告書、収支内訳書(該当者のみ)、控除額を証する証明書等

提出方法：郵送するか税務課窓口または申告会場にお持ちください。

■住所・氏名等の記入

申告書表面の上部太枠内に記入する。

■収入金額等・所得金額の記入

収入金額：必要経費を差し引く前の総収入金額(申告書表面の右上部A～シに記入する。)

必要経費：収入金額を得るために要した経費

所得金額：下記の計算方法により算出した金額(申告書表面の右中央部①～⑪に記入する。)

※必要に応じて申告書裏面にも記入する。

所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
①～② 事業所得	事業をしている場所に生じる所得 ・営業等 (漁業、製造業、小売業、サービス業など) ・農業(米、野菜、果樹など)	収入金額－必要経費＝事業所得の金額 ※「収支内訳書」を作成し計算する
③ 不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額 ※「収支内訳書」を作成し計算する
④ 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
⑤ 配当所得	株式や出資の配当、剩余金の分配など	収入金額－元本を取得するために要した負債の利子 ＝配当所得金額
⑥ 給与所得	給与、賃金、賞与など	2ページ参照
⑦～⑨ 雑所得	①公的年金等にかかる雑所得 ②業務にかかる所得 (原稿料、講演料又はネットオークション などを利用した個人取引もしくは食料品 の配達などの副収入) ③その他の雑所得(個人年金など)	①公的年金等に係る雑所得…3ページ参照 ②収入金額－必要経費＝業務にかかる雑所得 ③収入金額－必要経費＝上記以外の雑所得
⑪ 総合譲渡所得	動産、株式などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額＝譲 渡所得の金額
⑪ 一時所得	生命保険・火災保険等の満期一時金、競馬・競 輪の払戻金など	収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控 除額＝一時所得の金額

【給与所得】

提出期限: 令和8年3月16日(月)

給与の収入金額(A)	給与所得の金額(C)
~ 651,000 円 未満	0円
651,000 円 以上 ~ 1,900,000 円 未満	(A) - 650,000円
1,900,000 円 以上 ~ 3,600,000 円 未満	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満切捨て → (B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000 円 以上 ~ 6,600,000 円 未満	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満切捨て → (B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000 円 以上 ~ 8,500,000 円 未満	(A) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000 円 以上 ~	(A) - 1,950,000円

所得金額調整控除

次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を(C)または(G)の金額から控除する。

(1) あなたの給与等の収入金額が850万円を超えて、①～④のいずれかに要件を満たす場合

- ①あなた自身が特別障害者
- ②同一生計配偶者が特別障害者
- ③扶養親族が特別障害者
- ④扶養親族が年齢23歳未満

【計算式(1)】

給与の収入金額	(D)※最高1,000万円
(D) - 850万円	(E)
所得金額調整控除 (E) × 0.1	(F)
差引金額(C) - (F)	(G)

右の(2)に該当しないときは、
この金額を給与所得の欄に記載する。

(2) あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

【計算式(2)】

給与所得控除後の給与等の金額 (C)の金額	(H)※最高10万円
公的年金等の雑所得の金額	(I)※最高10万円
所得金額調整控除 (H) + (I) - 10万円	(J)
差引 金額	(G)に金額がある場合 (G) - (J)
	上記以外の場合 (C) - (J)

この金額を給与所得の欄に記載する。

【 雜 所 得 】(公的年金等)

提出期限：令和8年3月16日(月)

◆65歳未満(昭和36年1月2日以後に生まれた方)

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～1,300,000円未満	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
～10,000,000円未満	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

◆65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～3,300,000円未満	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
～10,000,000円未満	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

【 その他 】

★「所得がなかった方」の記入方法

申告書表面の右中央部の所得金額⑫の欄に「0」と記入したあと、表面の左下部の「所得がなかった方の記載欄」に理由を記入してください。

★「収支内訳書」が必要な方

「一般用」、「農業用」、「不動産用」の3種類がありますので、事前に税務課窓口までお越しください。

★譲渡所得、一時所得、退職所得、山林所得のある方

所得計算が複雑な場合や「分離課税等用の申告書」が別に必要な場合がありますので税務課にお問い合わせください。

■令和8年度分(7年中所得) 町民税・県民税申告書の手引き

申告書表面の⑬～⑯に記入する。※必要に応じて申告書裏面にも記入する。

(はじめに申告書表面の左部「所得から差し引かれる金額に関する事項」に詳細を記入したあと、控除額を表面の右下部「所得から差し引かれる金額」に記入する。)

所得控除の種類と控除額

控除の種類	要件等														
	控除額														
⑬ 社会保険料控除	支払った国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料・料、掛金がある場合(扶養されている方の公的年金等から差し引かれている社会保険料は控除対象外)														
	支払った額														
⑭ 小規模企業 共済等掛金控除	支払った第一種小規模企業共済掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合														
	支払った額														
⑮ 生命保険料控除	生命保険、個人年金保険、介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合														
	①新契約(平成24.1.1以後に締結した保険契約等) 新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 円 ~ 12,000 円</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円 ~ 32,000 円</td> <td>(A) × 1/2 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円 ~ 56,000 円</td> <td>(A) × 1/4 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円 ~</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計額(A)	控除額	1 円 ~ 12,000 円	(A)の全額	12,001 円 ~ 32,000 円	(A) × 1/2 + 6,000 円	32,001 円 ~ 56,000 円	(A) × 1/4 + 14,000 円	56,001 円 ~	28,000 円				
支払った保険料の合計額(A)	控除額														
1 円 ~ 12,000 円	(A)の全額														
12,001 円 ~ 32,000 円	(A) × 1/2 + 6,000 円														
32,001 円 ~ 56,000 円	(A) × 1/4 + 14,000 円														
56,001 円 ~	28,000 円														
②旧契約(平成23.12.31以前に締結した保険契約等) 旧生命保険料、旧個人年金保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 円 ~ 15,000 円</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円 ~ 40,000 円</td> <td>(A) × 1/2 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円 ~ 70,000 円</td> <td>(A) × 1/4 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円 ~</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計額(A)	控除額	1 円 ~ 15,000 円	(A)の全額	15,001 円 ~ 40,000 円	(A) × 1/2 + 7,500 円	40,001 円 ~ 70,000 円	(A) × 1/4 + 17,500 円	70,001 円 ~	35,000 円					
支払った保険料の合計額(A)	控除額														
1 円 ~ 15,000 円	(A)の全額														
15,001 円 ~ 40,000 円	(A) × 1/2 + 7,500 円														
40,001 円 ~ 70,000 円	(A) × 1/4 + 17,500 円														
70,001 円 ~	35,000 円														
③ ①と②、双方の保険料控除の適用を受ける場合、①+②(限度額28,000円) ※①・②・③の合計額が生命保険料控除額となる(限度額70,000円)															
地震保険や旧長期損害保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合															
地震保険料と旧長期損害保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料の合計額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料 (1)</td><td>1 円 ~ 50,000 円</td><td>(A) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円 ~</td><td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">旧長期損害保険料 (2)</td><td>1 円 ~ 5,000 円</td><td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円 ~ 15,000 円</td><td>(A) × 1/2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円 ~</td><td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払った保険料の合計額(A)	控除額	地震保険料 (1)	1 円 ~ 50,000 円	(A) × 1/2	50,000 円 ~	25,000 円	旧長期損害保険料 (2)	1 円 ~ 5,000 円	(A)の全額	5,001 円 ~ 15,000 円	(A) × 1/2 + 2,500 円	15,001 円 ~	10,000 円
区分	支払った保険料の合計額(A)	控除額													
地震保険料 (1)	1 円 ~ 50,000 円	(A) × 1/2													
	50,000 円 ~	25,000 円													
旧長期損害保険料 (2)	1 円 ~ 5,000 円	(A)の全額													
	5,001 円 ~ 15,000 円	(A) × 1/2 + 2,500 円													
	15,001 円 ~	10,000 円													
	(1)と(2)両方の契約がある場合、それぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)														
	一つの保険契約において(1)、(2)のいずれにも該当する場合は、いずれか一方の契約にのみ該当するものとして計算														

控除の種類	要件等																																																										
	控除額																																																										
(17)～(18) 寡婦・ひとり親控除	あなたが寡婦かひとり親である場合																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td><td> <p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③の全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p> </td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>寡婦</td><td> <p>上記の「ひとり親」にあたらない方で、次の①～③全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること</p> <p>◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p> </td><td>26万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	要件	控除額	ひとり親	<p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③の全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p>	30万円	寡婦	<p>上記の「ひとり親」にあたらない方で、次の①～③全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること</p> <p>◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p>	26万円																																																	
区分	要件	控除額																																																									
ひとり親	<p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③の全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p>	30万円																																																									
寡婦	<p>上記の「ひとり親」にあたらない方で、次の①～③全てにあてはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること</p> <p>◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと</p>	26万円																																																									
(19) 勤労学生控除	大学、高校などの学生で、前年の合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得金額が10万円以下である場合																																																										
	26万円																																																										
(20) 障害者控除	あなたや控除対象配偶者や扶養親族が障害者や特別障害者である場合																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件等</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者 ・本人及び扶養親族 (同居要件等は無し)</td><td>精神障害者保険福祉手帳や身体障害者手帳をもらっている方など、精神や身体に障害がある方</td><td>1人につき 26万円</td></tr> <tr> <td>特別 障 害 者 本人若しくは非 同居の扶養親族</td><td>精神障害者保険福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級など、障害者のうち特に重度の障害のある方</td><td>1人につき 30万円</td></tr> <tr> <td>同居扶養親族</td><td>上記の要件に該当がある扶養親族で同居している方</td><td>1人につき 53万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	要件等	控除額	障害者 ・本人及び扶養親族 (同居要件等は無し)	精神障害者保険福祉手帳や身体障害者手帳をもらっている方など、精神や身体に障害がある方	1人につき 26万円	特別 障 害 者 本人若しくは非 同居の扶養親族	精神障害者保険福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級など、障害者のうち特に重度の障害のある方	1人につき 30万円	同居扶養親族	上記の要件に該当がある扶養親族で同居している方	1人につき 53万円																																														
区分	要件等	控除額																																																									
障害者 ・本人及び扶養親族 (同居要件等は無し)	精神障害者保険福祉手帳や身体障害者手帳をもらっている方など、精神や身体に障害がある方	1人につき 26万円																																																									
特別 障 害 者 本人若しくは非 同居の扶養親族	精神障害者保険福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級など、障害者のうち特に重度の障害のある方	1人につき 30万円																																																									
同居扶養親族	上記の要件に該当がある扶養親族で同居している方	1人につき 53万円																																																									
(21)～(22) 配偶者(特別)控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が133万円以下の場合																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">控除額</th></tr> <tr> <th colspan="3">居住者の合計所得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者 控除者</td><td>58万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者 特別 控除</td><td>58万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td></td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>133万円超</td><td colspan="3">適用なし</td></tr> </tbody> </table>	区分	配偶者の合計所得金額	控除額			居住者の合計所得金額			配偶者 控除者	58万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	配偶者 特別 控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下				100万円超 105万円以下	31万円	21万円		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	適用なし		
区分	配偶者の合計所得金額			控除額																																																							
		居住者の合計所得金額																																																									
配偶者 控除者	58万円以下	33万円	22万円	11万円																																																							
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																							
配偶者 特別 控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																							
	95万円超 100万円以下																																																										
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円																																																								
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																							
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																							
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																							
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																							
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																							
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																							
133万円超	適用なし																																																										

控除の種類	要件等																																			
	控除額																																			
	<p>あなたと生計を一にする親族で前年の合計所得金額が58万円以下の方を扶養している場合 ※ただし、扶養者が事業専従者である場合は対象外 16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、非課税の判定において扶養親族として扱われますので、申告書にご記入下さい。</p>																																			
<p>㉓～㉔ 扶養控除 特定親族特別控除</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年齢</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>16歳以上で 下記以外の方</td> <td>平成22年1月1日 以前生まれの方 33万円</td> </tr> <tr> <td>老扶 養 親 人 族</td> <td>同居老親等以外</td> <td>70歳以上 昭和31年1月1日 以前生まれの方 38万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居老親等</td> <td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の (祖)父母等で同居している方 45万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳の方</td> <td>平成15年1月2日から平成19 年1月1日以前生まれの方 45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">特定親族特別控除 令和7年12月31日現在あなたと 生計を一にする19歳から22歳 の扶養者(事業専従者は除く) の所得が右の表の場合の控除 ※給与収入の場合は188万円 以下が対象</td><td colspan="2">特定親族の合計所得金額</td></tr> <tr> <td>58万円超</td><td>95万円以下 45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超</td><td>100万円以下 41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td><td>105万円以下 31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超</td><td>110万円以下 21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超</td><td>115万円以下 11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超</td><td>120万円以下 6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超</td><td>123万円以下 3万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td><td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年齢	控除額	一般の扶養親族	16歳以上で 下記以外の方	平成22年1月1日 以前生まれの方 33万円	老扶 養 親 人 族	同居老親等以外	70歳以上 昭和31年1月1日 以前生まれの方 38万円		同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の (祖)父母等で同居している方 45万円	特定扶養	19歳～22歳の方	平成15年1月2日から平成19 年1月1日以前生まれの方 45万円	特定親族特別控除 令和7年12月31日現在あなたと 生計を一にする19歳から22歳 の扶養者(事業専従者は除く) の所得が右の表の場合の控除 ※給与収入の場合は188万円 以下が対象	特定親族の合計所得金額		58万円超	95万円以下 45万円	95万円超	100万円以下 41万円	100万円超	105万円以下 31万円	105万円超	110万円以下 21万円	110万円超	115万円以下 11万円	115万円超	120万円以下 6万円	120万円超	123万円以下 3万円	123万円超	なし
区分	年齢	控除額																																		
一般の扶養親族	16歳以上で 下記以外の方	平成22年1月1日 以前生まれの方 33万円																																		
老扶 養 親 人 族	同居老親等以外	70歳以上 昭和31年1月1日 以前生まれの方 38万円																																		
	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の (祖)父母等で同居している方 45万円																																		
特定扶養	19歳～22歳の方	平成15年1月2日から平成19 年1月1日以前生まれの方 45万円																																		
特定親族特別控除 令和7年12月31日現在あなたと 生計を一にする19歳から22歳 の扶養者(事業専従者は除く) の所得が右の表の場合の控除 ※給与収入の場合は188万円 以下が対象	特定親族の合計所得金額																																			
	58万円超	95万円以下 45万円																																		
	95万円超	100万円以下 41万円																																		
	100万円超	105万円以下 31万円																																		
	105万円超	110万円以下 21万円																																		
	110万円超	115万円以下 11万円																																		
	115万円超	120万円以下 6万円																																		
	120万円超	123万円以下 3万円																																		
	123万円超	なし																																		
	合計所得金額が2,500万円以下である場合																																			
<p>㉕ 基礎控除</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円(適用なし)</td> </tr> </tbody> </table>		あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円(適用なし)																								
あなたの合計所得金額	控除額																																			
2,400万円以下	43万円																																			
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																			
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																			
2,500万円超	0円(適用なし)																																			
災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合																																				
<p>㉗ 雑損控除</p>	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円																																			
	支払った医療費が一定金額以上ある場合 ※下記ⅠまたはⅡを選択																																			
	Ⅰ (支払った医療費－保険等により補てんされた額)－{(総所得金額等×5/100) 又は10万円のいずれか少ない額} (限度額200万円) Ⅱ (支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額)－ 12,000円 (限度額8万8千円)																																			